理容業の振興指針(案)のポイント

第21回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

平成26年2月6日

資料 1

振興の目標に関する事項

- ■理容業が、国民生活の向上に貢献できるよう、経営環境や国民ニーズ、衛生課題に適切に対応しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、専門性や技術力、地域密着、対面接客等の特性を活かし、事業の安定と活力ある発展を図る。
 - 〇若者に対する理容業のイメージの刷新、子ども等の潜在的な需要の拡大
 - ○後継者の創出と育成
 - 〇サービスの多様化と付加価値の向上
 - ○高齢者等のニーズへの対応、地域の高齢者等の買い物弱者から頼られる存在
 - ○衛生管理の徹底、技術・サービスの向上、利用者への情報提供 等

目標を達成するために必要な事項

- ■営業者は、衛生確保に適切に取り組むとともに、経営環境や市場を十分に把握・分析し独自の強みを見出し、経営方針を明確化し、付加価値や独自性、顧客満足度を高めていくため、次のような取組を実施することが期待。
 - ○店のコンセプトの明確化とそれに対応した店づくり
 - ○重点サービスの明確化とサービスの充実
 - (身体全体のエステティック等のサービスの多様化、クールビズヘア、新しいヘアスタイルの提供、子 供に配慮したサービスの提供等)
 - ○高齢者等の訪問理容・送迎
 - 〇地域住民のサロン 等

営業に際し配慮すべき事項

少子高齢化社会への対応、環境の保全・省エネルギーの強化、地域との共生(地域コミュニティの再生・強化、商店街の活性化)、東日本大震災への対応

営業者に対する支援・行政施策・政策金融

- ■組合・連合会
 - ・営業者支援、研修会、相談・助言、消費者保護、広報(特に子ども・若者向け)等
- ■全国指導センター・都道府県指導センター
 - •指導•助言、情報提供、効果測定支援、政策提言等
- ■国・都道府県・日本政策金融公庫
 - •政策支援(予算•金融•税制)、指導監督、相談、情報提供 等